

畜舎建築利用計画の不認定通知書

年 月 日

殿

都道府県知事

年 月 日付けで申請のあった畜舎建築利用計画については、下記の理由により認定しないものとします。

記

不認定の理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都道府県知事に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（注意）

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第3項又は第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。